

令和7年6月26日

国保運営協議会が新たな体制で始動！

～福島市国民健康保険運営協議会の
新たな委員による協議が始まります～

福島市国民健康保険運営協議会は、国保事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税の徴収、その他の市が処理することとされている事務に係る重要事項について審議を行う法定協議会として設置されています。

下記により委嘱状交付式及び協議会を開催します。

記

1 日 時 : 令和7年7月1日(火) 午後2時から

2 場 所 : 福島市役所 4階 庁議室

3 内 容

(1) 委嘱状交付式(交付対象者:14名)
(交付及びあいさつ 市民・文化スポーツ部長)

(2) 運営協議会
議事(会長及び副会長選出、国民健康保険事業の概要)

<参考>①委員の定数

- ・被保険者を代表する委員 4名
- ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名
- ・公益を代表する委員 4名
- ・被用者保険等保険者を代表する委員 2名

②委嘱期間 3年

担当:国保年金課 総務給付係
課長 丹治、係長 東海林
電話 024-525-3773(直通)